

地



令和5年1月発行

「地区計画」についての内容や進め方の説明を行いました!

7月16日に実施した防災まちづくり懇談会において、課題の対応策として「地区計画」が必 要である、というご意見を踏まえて、10月15日の防災まちづくり懇談会では、「地区計画」の 内容や進め方についてご説明し、ご意見を頂きました。

「防災まちづくり懇談会(全体会)」概要

開催: 令和4年10月15日(土) 午後2時~午後3時30分

場 所:小田小学校 特別活動室

出席者: 小田1丁目町内会、小田中央町内会、小田3丁目町内会、小田4丁目町内会、小田五六町内会、

浅田 1・2 丁目町内会、浅田 3・4 丁目町内会、京町3丁目町内会、小田栄町内会 計 17 名

内容:これまでのまちづくり懇談会の振り返り、地区計画、敷地の分割、ワンルームマンション、垣又

はさくの規制、今後について





② 地区計画について

地区計画とは・・・

建物や道路、公園等に関する地区独自のルールです。

地区内で行われる建築・開発行為等を地区計画の内容に沿って規制・誘導 することで、目標とするまちづくりの実現を図ることができます。



懇談会等で挙がった意見を踏まえ、小田地区では下記のような地区計画を検討しています。

小割の規制 ⇒敷地の最低面積の制限

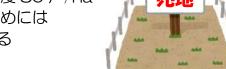
ワンルームマンション ⇒住戸の最低面積の制限

ブロック塀 ⇒垣又はさくの構造の制限

③ 敷地の最低面積の制限

【これまでの懇談会でご説明した敷地面積の制限の考え方】

- 2 階建が可能となる敷地面積の月安: 80 ㎡
- 市の誘導居住水準:敷地面積が60㎡~70㎡ (4人家族を想定)
- 密集市街地の基準のひとつに住戸密度 80 戸/ha 以上があり、この基準以下とするためには 敷地面積が64.60 ㎡以上必要となる







これらを参考に面積の検討を進める

4 住戸の最低面積の制限

- ・ 建売住宅の延床面積の全国平均は約 101 ㎡ (=ワンルームの専用面積換算で約 21.25 m)
- ・市の単身者の最低居住面積水準は 25 ㎡
- 他都市では、自治体によって幅があるものの、 16 ㎡~25 ㎡程度の規制がかけられている



小田地区でも 16 ㎡~25 ㎡の規制を検討

⑤ 垣又はさくの構造の制限について

・道路沿いにおける 0.6m~1mを目安と したブロック塀の高さの制限や、垣又は さくの構造の制限を検討する





皆様から出た主な意見

- 地区計画の主体は、市と住民どちらなのか。
 - 今回は市を主体に手続きを進める地区計画を想定している。
- 敷地の最低面積を規制することで土地の価格が高騰し、売買に影響が出るのではないか。
 - ▶ 地区計画の実績のある自治体によると、土地の価格高騰に伴い売買が停滞した事例は無い とのこと。また、土地の高騰により空家や空地になった場合は、防災空地として市が一定 期間預からせて頂くことも検討している。
- 取組はよいが、規制をかけても既存のワンルームは壊せない。今描いているまちづくりはいつ 実現するのか。
 - ▶ 既存建築物に対しては効力がない。防災上課題がある建物が無くなるまでに時間を要する。 可能性があるが、狭い道路に面したブロック塀の規制等、今からできることを少しずつ進 めることが重要だと考えている。

⑥ 今後について

今後も、地区計画のメリット・デメリットをご理解いただきながら、 各制限について具体的に検討を進めていきます。



電話 044-200-2731



バックナンバーは

川崎市まちづくり局防災まちづくり推進課 担当:双川、宮下、林